

予算委員会 電子メールは通信の秘密に含まれるのか？戦後初の画期的判断

- 予算委員会（2016/03/07）
 - FBIとAPPLEによる端末ロック解除問題
 - 横畠内閣法制局長官



電話や郵便だけではなく、
メールなども憲法第二十一条が保障する通信の秘密の対象となり得る
ということによいのかどうか。

憲法第二十一条第二項後段の「通信の秘密」とは、
手紙、はがき、電報、電話など全ての方法による通信の秘密をいうと
一般に解されておりまして、
通信手段としての**電子メールもこの通信の秘密の保護の対象になる**
と考えられております。



電子メールは通信の秘密の対象になり得る、という戦後初の判断であった！

予算委員会 通信の秘密

- 予算委員会（2016/03/07）
 - FBIとAPPLEによる端末ロック解除問題
 - 岩城光英法務大臣



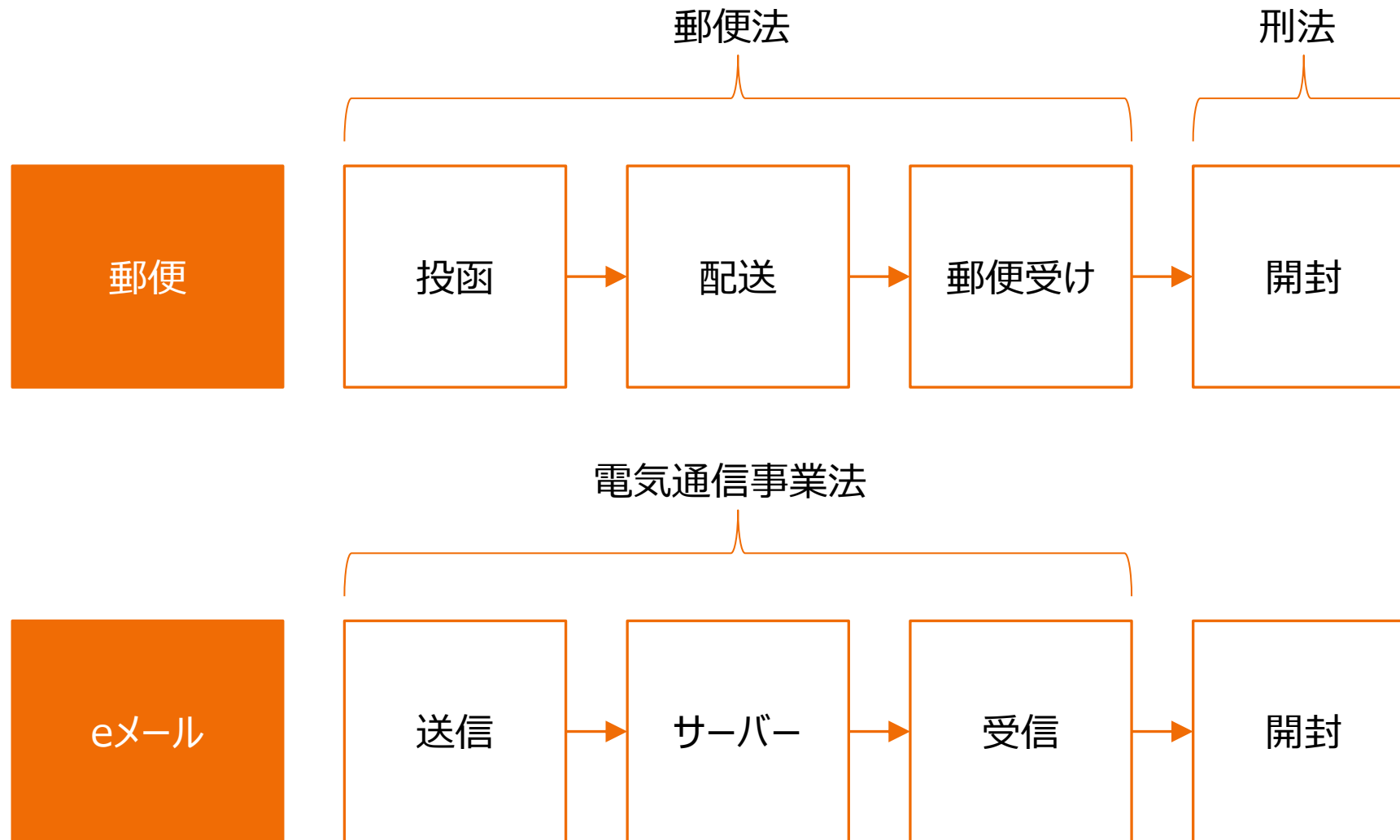
FBIがアップルに命じたように
日本の警察は携帯電話のロック解除を強制できるのか？

外部業者に協力を求めることはできると考えられると先ほど申し上げました。
その上で、外部業者が協力を拒否した場合には、
法律上、**外部業者に協力を義務付ける規定はない**ものと承知をしております。



日本ではメーカーやキャリアに命じて
スマートフォンのロックを開けさせることはできないと確定
→ **日本の通信の秘密が守られた瞬間**であった

通信の秘密



警察はiphoneの解除をAppleに強制できるか

Appleに強制することは
「必要な処分」の範疇か

刑訴法
111条
(強制)

差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押え、記録命令付差押え又は搜索をする場合も、同様である。

刑訴法
197条
(任意)

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

岩城法相
答弁

外部業者に協力を求めることはできると考えられると先ほど申し上げました。その上で、外部業者が協力を拒否した場合には、法律上、外部業者に協力を義務付ける規定はないものと承知をしております。